

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 1 9 号
件 名	都市計画法における第三者の自己用住宅の建築要件の見直しを求めることについて
紹 介 議 員	永井武弘
要 旨	<p>新潟市西区木場・板井・黒鳥・小平方地区（旧黒埼町）及び西蒲区の旧西川町の一部の集落は、市街化調整区域内に位置し、木場・板井・黒鳥地区（以下集落という）は大規模集落に属しています。</p> <p>この集落で建物（自己用住宅）等を建築しようとするためには一定の条件（居住年数や土地の所有年数）を満たさなければなりません。近年の農業離れ等から農家の次男や三男のみならず長男まで住みやすい市の中心部へ流出しており、一定の基準を満たして建築しようとする住民は皆無の状態であり、この集落では急速に過疎化の現象が進んでおります。</p> <p>新潟市でも市街化区域と市街化調整区域の線引きがない区域（いわゆるその他区域）の旧白根市・味方村・潟東村などでは、農振除外地（白地）であれば、第三者が土地を購入し建物を建築することができ、また線引きがある市街化調整区域でも線引き前から宅地であったなら、審査基準を満たすだけで第三者が土地を購入し建物を建築することができます。</p> <p>しかし、同じ新潟市でありながら木場、板井、黒鳥、小平方や旧西川町の一部の地区の集落においては、線引き前から宅地であったにもかかわらず都市計画法第43条第1項に該当しない例外地（距離要件等）であるという理由から許可されませんでした。</p> <p>これらの集落の活性化を推進する意味でも、線引き前から宅地であった土地については、都市計画法第43条第1項に該当させ、第三者の自己用住宅が建築できるよう距離要件等の改正を求め、お願いいたします。</p>
付 託 年月日 委員会	平成20年 2月20日 環境建設常任委員会
受 理	平成20年 2月15日 第1901号